張作霖政權下の奉天省民政と社會

——王永江を中心として——

澁谷由里

はじめに
一「保境安民」期までの奉天省財政と民政
(一) 清末新政と王永江
(二) 財政問題
二「保境安民」期から王永江の辭任まで
(一) 張作霖政權と地域有力者層の關係
(二) 郭松齡事件
(三) 王永江の政局觀——辭任の背景——
終りに

はじめに

張作霖の東北地域政權（以下、張作霖政權と略。一九一六—二八年）に對しては日中關係史・「軍閥」研究そして近年は地域史等の觀點から様々な分析が加えられてきた。(1) だが、ややもすれば政權の性格は張個人の屬性と野心に歸せられ、政權の支配の抑壓的側面とそれに對する人民の抵抗が強調されてきた。本稿は以上の解釋からでは明らかにし得ない問題、つま

り政權が地域社會を統治するにあたって何を約束し、どの程度實行し、それが地域史的に見ていかなる成果を殘したか、また政權支持層を中心とする地域社會は政權に何を期待し政局運營にどう關わったかということに迫ろうと考えた。政權を道德的基準から評價するのではなく、支配の論理と實際との間に生じる矛盾を通して地域社會にとっての政權の存在意義を考える必要があると思われるためである。

提示した問題により接近するため、時期と區域を限定したい。張作霖政權には①張が奉天省の實權を掌握してから東三省巡閲使兼奉天省長に任じられるまで（一九一六―一八年）、②安直戰爭を經て第一次奉直戰爭に敗れる（一二年）まで、③東三省保安總司令を自稱した時期（「保境安民」期。二四年まで）、④第二次奉直戰爭に勝ち安國軍總司令となり北京政府の實權を握るも、北伐軍の北上により北京を逃れ歸途で爆殺される（二八年）まで、という大別して四時期があるが、この內最も東北（特に東三省）地域[2]に密着していたのが③の時期で、本稿も③を中心としたい。①・②あるいは更に溯って清末新政時期についても前段階として重要なので適宜觸れたい。區域については、政權本來の基盤である奉天省に限定し、最近研究が出始めている東三省地域全體の統合問題[3]については別の機會に論じたいと思う。

さてここで「保境安民」期の奉天省を代表する人物として王永江を登場させたい。王は奉天省民政・財政の最高責任者として政權の地域支配に重要な役割を果たしたが[4]、その重要性について從來は一面的な評價――張に對しても日本に對しても從屬的な官僚としての――を受けてきた。だが先述の問題提起から彼の考えや施策、存在意義を再檢討しなければ、結局のところ政權の性格は張の個性に歸せられ地域社會にとっての政權の意味を考える作業は進まない。つまり張作霖政權を張中心ではなく王永江を中心に考えることで、少しでも從來の限界[5]を破りたいと思う。

一　「保境安民」期までの奉天省財政と民政

(一)　清末新政と王永江

元來清朝統治下の東北地域には、「東三省」という呼稱は公式には存在しなかった。旗人の統率は盛京將軍が、漢人（民人）の統治は奉天府府尹が擔當し、前者を「軍政」・後者を「民政」とする並行的支配が行われていた。だが當局側が支配系統を分けた反面、實際には漢人の大量移住が進み次第に民政の重要性が增していった。(6) 同時に軍政にも單なる旗人の統率ではなく、漢人が引起す、例えば土地をめぐるトラブルを解決する必要性が生じてきた。光緒三三（一九〇七）年、內地と同じ總督・巡撫制に移行した背景には、擴大する漢人社會の追認とそれに見合う行政組織の整備という事情があった。

初代總督・徐世昌には、地域の新しい漢人社會の協力を得つつ內地並みの行政組織を整備するという課題があった。當初、資金は潤澤であった。最後の盛京將軍・趙爾巽が殘した六百數十萬兩の黑字と、徐が赴任するにあたり北京の度支部（戶部から改稱）が支給した「賠款磅餘銀（賠償金の徵集額を英貨磅に換算したる剩餘）」三百萬兩があったからである。(7)(8) 徐はこの資金を元に改革に強い意欲を見せ、自治研究所・議員養成會・調查員宣講所・諮議局籌辦處等、次々に新しい機關を設立した。だが新設機關の必要性を充分に討議することなく、徐の獨斷で人選も行われた結果、「奉天の官場は一時に濫吏の府と變じ」(9)た。また東三省總督公署の改築をはじめとする樣々な土木工事費用の負擔は、直接商務會にのしかかった。(10) 徐は人望を失い、宣統元（一九〇九）年、元商務會會長・孫百斛の彈劾もあり、(11) 郵傳部尙書兼津浦鐵道督辦へ轉任させられた。

もっとも徐世昌の失敗の裏には、「我が國は國家行政・地方行政に於いて尙一定の權限無く、亦國家稅・地方稅の別無く」(12)という地方の行政・財政の範圍の未確立があった。それを救濟する意味でも商務會をはじめとする「法團」と彼らが

歸屬していた「紳商」層[13]の協力は不可缺だったのである。「行政・警察中の一大部分」[14]である「衞生・清疫・潔道・消防・醫院」の「收捐の辦法」は「則ち警局或いは地方官の紳董と會同して按數せるを以て徵收し、互相に出入を稽查す」[15]ということであったし、「畝捐の收款」についてはこれまで主に紳商がとりしきってきたのでしばしば（官吏との）衝突が起きていると報告されている。表現は多少誇張氣味だが、「官吏に監督の權無く、紳商に把持の柄有り」[16]といわれた。特に商務會は前將軍・廷杰の時に銀一萬兩を用立て警察局のために月額一萬一千圓を代收して警察・衞生の經費に充てさせており[17]、徵稅行爲を媒介とする警察界とのつながりが強かった。

徐世昌の後任・錫良は基本的には徐の方針を繼承した。但し徐の殘した赤字の解消は容易ではなく、城・鎭・鄉の自治會經費については「就地自籌」を認めた[18]。錫良は徐世昌と比べて紳商層の意見に理解があった。例えば日本・ロシア兩國の侵略に神經をとがらせ國會の早期開設を求める諮議局議長・吳景濂らの陳情を同情をもって報告している[19]。

紳商層の影響力は人事面にも及んだ。王永江は學友・袁金鎧[20]の依賴で關東州の警察制度についての報告書を提出し[21]、それが契機となって袁の推薦で光緒三三年に遼陽警務學堂の學監に就任している。袁は遼陽の漢軍旗人地主の出身で、日露戰爭後に鄉團を組織し自らも遼陽巡警局長を務めた。王が袁のような紳商の推薦で官界入りしたこと、警察行政から入ったことは當時の奉天省の事情を反映している。錫良は王を遼陽警察署長に拔擢した時、自信をもって報告した[22]。

一九一一年に趙爾巽が總督となった。趙は膨張する軍事力を警察制度の完備によって抑えること、また財政の整理を方針として掲げた[23]。その改革は辛亥革命の勃發により中斷されたが、趙は諮議局副議長の袁金鎧らと協力して保安公會を結成し、これに對抗してつくられた聯合急進會（會長は同盟會會員の張榕）を彈壓し革命後の主導權を確保した[24]。張榕はじめ幹部クラスの急進會會員を暗殺し[25]、また急進會側につこうとしていた新軍を抑えたのが、奉天城內に保安會が招き入れた中路巡防營統領・張作霖であった。張はその〝功績〟により第二七師團長に任命され、民國初期の奉天省內で次第に勢力を伸張させる。また理念的には對立していた筈の保安會と急進會だが、人脈面では複雜なつながりがあったようである

（例えば張榕は袁金鎧と同様大地主の出身で[26]袁と個人的に親しく、袁は張から得た情報で革命勢力對策を練ったことが知られている[27]。同じ紳商層でも趙爾巽の掲げる漸進的改革に賛同する者が保安會、急進的改革を支持する者が急進會にと分化したように思われる。

王永江は當時、參事として趙爾巽を助け、一九一二年二月には鐵嶺の革命派の蜂起に際し巡防隊を率いて鎮壓しているという（但し詳細は不明である）。東北の革命勢力は各地での小規模な蜂起にも失敗し、大連に潜伏するようになった。後述する一九二〇年代半ばの國民黨系勢力の擡頭をみるまで、史料の上からは、上海・烟臺等の革命勢力と連絡をとりあって存續したこと以外革命派の動向をうかがうことはできないようであるが[28]、彈壓されたといっても斷絶しなかったことは重要であると思われる。つまり革命後の東北地域政治は新政の一つの歸結としての趙爾巽の方針を繼承しつつも、底流として革命勢力をもったことを指摘しておきたい。そしてその革命勢力は少しでも彈壓が緩めば顯在化する可能性があったと言えよう。

民國成立後の王永江は、各縣の稅捐局長を務めた。張作霖が馮德麟の率いる第二八師團の一部を教唆して段芝貴（袁世凱の腹心の部下で鎮安上將軍兼東三省巡按使）を脅かしこれを省外へ逃れさせ、「奉人治奉」の名の下に奉天省の實權を掌握した[29]一九一六年、王は再び袁金鎧の推薦で奉天醫務處長に任じられた。しかしほどなく奉天全省警務處長兼警察廳長に拔擢された。當時の奉天では馬賊出身の湯玉麟一派が警察界を支配しており、清末新政以來追求されてきた治安維持のための近代的な警察組織の整備という課題が放置されていた。王は警察の規律をただして課題の遂行に努力し、一時は張作霖と湯玉麟の對立もひきおこしたが、能吏として張の厚い信任を得た。

軍政面での張作霖の、民政面での王永江・袁金鎧らの擡頭は、清末新政期のような〝中央〟派遣の官僚が地域の實態に合った上からの改革を進める時代の終わりを意味していた。辛亥革命時に保安會系と急進會系に分化し前者が主流となった紳商層の中から王や袁が育成され張のもとに集まったということは、張の武力がこの層の利益を守るものとして王や袁

から認知されたということでもあった。

(二) 財政問題

一九一七年五月、王永江は奉天省財政廳長に就任した。徐世昌の失政による赤字が元で省財政は苦境に陷っており、前任者の王樹翰に至るまで一説には毎年二〇〇～三〇〇萬元の赤字が累積していた。これが王永江が財政廳長に就任してから減り始め、一九一八年には七〇～八〇萬元となった。[30] 二〇年の張作霖の演說に據れば逆に一〇〇〇萬元の黑字が出たという。[31] 王は財政危機を救った「理財能手」として張のさらなる信任を得た。だが王が何故短期間でこれ程の難事業をなし得たのか、改善後の實態がいかなるものだったのか等、核心部分については管見の限り同時代の報告は觸れていないし、中國側の研究者や回顧錄の筆者も言及していない。そもそもどこまでが王の業績でどこからが張作霖政權全體の構造にかかわる問題なのかも不明瞭である。

現時點で財政について王の名が明確に出てくるのは次の四點である。第一は、省財政全般への細かい目配りである。就任直後、『盛京時報』に發表された官營事業に關する基本方針[32]は、將來性を判斷しての統廢合・緊縮財政策・開墾奬勵策といったもので一見新味はない。だがこれらを根底で支える稅務機構の改革に、[33] 王は熱心であった。例えば、各地の稅收狀況を調査して優秀な稅捐局長を表彰し、增收地域は徵稅規定額を上げ、官吏の收賄や各縣稅捐局の稅の滯納に罰則を設ける[34]等である。園田氏は、「從來稅收の大半が省庫に送付されず、縣知事・稅捐局長のために着腹され財政廳に虛僞の報告を致せるものが、王永江の嚴令にて大いに改った」[35]と評價している。また一九二四年のことになるが、王は張作霖に上書して許可を得、稅務官吏の育成を目的とする「奉天稅務講習所」を設立している。[36] 警察行政や稅務の實務を經驗しその上で最高責任者となった王永江には、確かに清末新政時の官僚とは異なる、その地域の出身者ならではのノウハウがあったと見るべきだろう。ただ、その基本方針は原則として趙爾巽のそれから大きく外れていない。前節で觸れた以外の趙の

方針としては「冗員の淘汰」「開墾事業の奨勵」「幣制改革」といった點が擧げられる。つまりある意味では王の改革（方針）は辛亥革命で途切れた清末新政時のそれの復活だったともいえる。

第二は、短期的な借款の起債と償還の反復である。一九一六年六月九日に前任者・王樹翰が朝鮮銀行から借りた一〇〇萬圓を一八年に償還し、一六年八月一日に借りた二〇〇萬圓を一七・一九兩年に半額ずつ償還し、王永江自らも一八年四月二二日に三〇〇萬圓の借款を成立させた。當時は世界的に銀の高騰期に當っており[37]、金建の朝鮮銀行券を借りて銀で返すのはかなり有利な取引であった。王永江は金銀相場と借款の仕組みを熟知しており[38]、故に「王財政廳長ノ發意ニヨリ」、東三省「官銀號ガ出來ル丈多クノ金貨買收ヲ實行シ最低額金六十八錢及七十五錢ノ頃最モ多ク買收ニ努メタル爲メ漸ク金銀ノ差額ニヨリ再ビ奉天政府ヘ貸シ與ヘタルモノニシテ今回ハ所謂對內借款ヲ以テ對外借款ノ塡補ヲナ」[39]すこともできたのである。

關東都督府陸軍參謀部はこのことについて、「金銀相場ノ騰落ヲ利用シ巧ミニ交換ノ收益ヲ以テ邦人側ニ對スル一部借款ヲ償還シタル功績ニ由リ昨今其ノ名聲頓ニ揚レルト同時ニ實際ニ於テモ奉天省ノ財政整理ハ能ク王永江ノ手ニ由リテ其ノ端緒ヲ得ツツアルコトヲ確認スヘシ」[40]と高く評價した。無論、奉天滿鐵公所が指摘したように「其實借金ナルモノハ依然トシテ殘存シ」[41]たわけだが、東三省官銀號は張作霖政權にとって重要な發券銀行で財政廳長が督辨を兼ねる慣例があり、借金も紙幣發行によって充分に解消できるという計算が王にあったと思われる。

第三は、東三省銀行の早期開設に對する反對である。一九一九年、張作霖は王永江と孫百斛（奉天商會會長）に東三省銀行の開設準備を命じた[42]。銀行設立の目的は、東三省の亂立氣味の各銀行・銀號を併合して幣制を統一し、かつ朝鮮銀行券・橫濱正金銀行券といった外國紙幣を追放することにあり、二〇年一〇月二九日に發足した。資本金は大洋八〇〇萬元、その內譯は官資四〇〇萬元（奉天省二〇〇萬、吉林・黑龍江兩省が一〇〇萬ずつ）、民資四〇〇萬元（張作霖一〇〇萬、東三省官銀號と興業銀行が共同で一〇〇萬、三省の各商會が共同で二〇〇萬）であった。實際には民資が五〇萬元多かった。本店は哈爾

濱におかれ大洋票を發行し、中東鐵路沿線における新たな金融據點たらしめようとした。

だが該銀行は經營狀態が比較的良好だったにも拘らず、二四年に東三省官銀號に合併された。(43) 王永江は東三省銀行設立の中心人物であったにも拘らず、「銀行其物の創立は贊成なるも、這は三省の財政整理を完了せる後に於て開業すべき性質のもので今日は時期尚早であると反對」し、「今日東三省銀行が行詰れるのは理の當然」(44)と述べたという。彼の認識では、東三省銀行は一行としては經營狀態が良くても、將來的に東三省の中央銀行たる資質がないということだったのであろう。事實、該銀行發行の大洋票は哈爾濱・長春と中東鐵路沿線の市場にのみ流通し、奥地には普及しなかった。(45)

第四に、一貫した軍事費削減要求である。この問題に觸れるには、そして前述の三點を補足する意味でもここで素描的にせよ當時の省財政の構造的な問題をまとめておく必要があろう。

現在のところ省財政についてまとまった正確なデータは得られないので、比較的信用できる推計を次の二表にまとめた。故に民國八・一三兩年は推定豫算額で、民國一五年は歳入の推計値で論ぜざるを得ず、情報源も統一されていない。**表A**中、「金庫」は名目的には北京政府管轄財政を指す。民國八年には合計額の約九〇%を占めたが一三年には約七七%に落ちている。その代わり「省庫」の占める割合が大きくなっているのが興味深い。紙幅の關係でここにはその論據の全てを出せないが、(46) もともと金庫・省庫という區分も嚴密ではない（例えば**表A**で金庫の項目に入っている出產稅が別の統計では統捐に含まれている）。また金庫では田賦と撥款收入の項、省庫では雜款・正雜各費の項が微增で、これらの項目ではある程度見込める收入が決まっていたと言える。裏返せばこれらを除く項目の增收に期待するしかないが、**表B**で民國一五年度の經常歳入の推計が二千萬元というのをみるとだいたいこの邊りが限界だったと思われる。これは歳入全體の三一%にすぎない。あとは所謂「臨時歳入」で補われている。「臨時」といっても財政の正規項目にないというだけのことで、截留の繼續により恒常化したのである。例えば鹽稅餘款の事情を張作霖は次のように說明している。

鹽稅借款契約ニ對スル東三省ノ分擔額ハ年二百二十萬元ニシテ東三省ニ於テハ近年徹底的私鹽取締ヲ勵行セル結果

表A　『奉天省財政統計年鑑』による經常歳入の推定豫算額

種別＼年次	民國8年實數（奉大洋）〈元〉	民國13年實數（奉大洋）〈元〉
金庫	15,759,991	22,521,052
田賦	4,058,290	4,558,359
出產稅	5,048,370	7,524,687
正雜各稅	3,277,386	5,243,355
官業收入	110,467	339,315
雜收入	2,755,478	4,276,335
撥款收入	510,000	570,000
省庫	1,200,864	6,005,275
統捐	688,334	1,140,892
雜款	320,218	365,273
官業	189,002	4,486,770
正雜各費	21,310	24,680
廳庫	602,928	722,160
合計	17,563,783	29,248,487

（久閒猛『東三省官銀號論』關東廳財務部，1929年，322頁より。表は久閒氏作成のものをそのまま使用。金庫・省庫の各各の合計値は小項目にあらわれない收入をも含むと考えられる。）

表B　新京總領事館による民國15年度歳入の推計

種別	推定額〈元〉	歳入全體に占める割合〈%〉
〈臨時歳入〉	43,500,000	69
鹽稅抑留	16,000,000	25
京奉線收入	5,000,000	8
阿片收入	10,000,000	16
その他	12,500,000	20
〈經常歳入〉	20,000,000	31

（新京總領事館『舊政權時代ノ東北財政狀態ト滿洲國政府ノ財政狀態』1933年，5頁より作成）

（不明）年額七百七十萬元ニ達シ居リ殘五百五十萬元ハ從來財政部ト東三省トノ間ニ於テ政費ノ相殺ニ供セラレツツアリシモノ……(47)

元來鹽稅には「政府の專賣制よりは鹽商人の營業に課す間接課稅法による徵稅が一般的であり、徵稅方法も複雜で地域差があった」という事情が存在した。そのため「外國人顧問の關與にもかかわらず、關稅のように鹽政を統一することはできなかった」(48)のである。表Bに據れば鹽稅餘款截留收入は歳入全體の約四分の一を占め、臨時歳入に依存する財政の一

端をうかがうことができる。

このような財政の性格は膨大な軍事費に規定されていた。一九一七年に王永江は、歳出の「僅ニ十分ノ二ヲ以テ行政費、教育費、實業費、其ノ他ノ諸費ヲ支辨」していると語り、また「張督軍〔＝作霖〕ハ更ニ軍備擴充ノ計畫ヲ有シ居レルハ將シテ何等ノ必要アルヤ……予ノ考ヘニテハ餘リニ無定見ノ策トシテ之ニ不同意ヲ唱ヘ居レリ」[49]と述べている。確かに後の統計に據れば、一八年に歳出全體の約六九%であった陸軍費は一九年に七二%、二〇・二一年に七三%を超え、二二年には八〇%弱となっている[50]。軍事費を突出させた結果、當局が指導すべき東三省の地域開發は開墾奬勵のかけ聲だけにとどまり、經常歳入は伸び惱み、借款と臨時歳入と紙幣發行に財政が依存し、ひとたび戰爭という不安材料ができると紙幣が暴落して省民の生活を脅かすという惡循環の構造ができていった[51]。

當時、東三省では複數の發券銀行が多種多様な紙幣を發行していた。奉天省では奉天票（奉天大洋票・小洋票等の總稱。各各大洋銀小洋銀を本位とする兌換紙幣）が主力であった[52]。一九一八年一月、この奉天票の本體として對上海・天津爲替兌換が保證された「滙兌券」が發行された。奉天票と滙兌券の關係は複雜で不明の點も多いが、紙幣の本體に一種の紙幣が設定されたことは極めて異例で、事實上の兌換制限を意味した。奉天票は地域閉交易ばかりでなく國際的經濟圈でも奉天省を代表する通貨となっていった。

また王永江が財政廳長になる以前から、一九一六年一一月には小洋票一〇〇元を大洋票二〇元と定めて小洋票の回收を圖ったり[53]、一七年三月には中國銀行の東三省各支店が發行した大洋票の回收が行われ[54]、張作霖政權主導の大洋票への一本化と大洋票流通量の調整が進んでいた。更に同年八月には小洋票の發行が正式に停止した[55]。加えて日常生活に根強く殘っていた私帖（一定の商店や省城周邊の農村等が發行する使用範圍が限られた紙幣）に對しては、一七年一一月に「收銷各縣私帖章程」全七條、二〇年九月に「查禁私帖考成辦法」が公布され、その根絶が圖られた[56]。つまり交易の形態によって使い分けられていた紙幣を、奉天大洋票に統一するための諸政策がとられていたと考えられる。紙幣の流通には何らかの意味で當

局の強制がつきものだが、奉天票には殊にその色合いが濃かった。

それだけに地域經濟が危機に頻した時の反動は大きかった。第一次奉直戰爭が勃發すると、「奉軍出動ハ滿洲ノ經濟界ニ及ボス影響大ニシテ大洋票ノ暴落ハ張使〔＝張作霖・東三省巡閲使〕ノ嚴シキ取締ニ依リ漸ク抑止セラレアルモ金融界ノ恐慌著シク……奉天票取引ヲ停止或ハ制限スルモノアリ」、「奉天省民ノ一部ニ於テ奉軍ノ敗北ヲ豫測シ國內共通ニ係ル大洋銀（中央政府發行）ヲ買占ムル腐心スルモノアリ」[57]という事態に陷った。王永江は「商務會ヲシテ主トシテ錢業者ノ現銀及金票ノ交換率並取引高ニ制限ヲ加ヘ、且ツ空賣買ヲ絕對ニ禁止セシメ以テ奉天票ノ下落ヲ防止シタル」[58]という對策を講じた。

奉直戰爭後、奉天省代理省長を兼ね民政上の權限を事實上張作霖から一任された王は以下のような方針を出した。「㈠豫算の嚴守」。特別な枠外請求には應じない。無論、膨張する軍事費に歯止めをかけるためである。「㈡軍費の縮少」。二〇%削減を要求した。「㈢政費の削減」。各省行政費の一〇%削減。「㈣地方費の整理」。各縣ごとに「地方の士紳を公選せしめ、縣の捐款を監理せしめ以て縣知事の官金橫領の弊を」[59]未然に防ぐ。「㈤現銀の保存」。奉天省庫に現存する一〇〇萬元の銀兩は「不時の用に備ふ」。「㈥內外債の償還」。先述の如く財政廳長就任當時から、財政に負擔をかけている軍事費の削減は王にとって最大の課題であり、これ以後奉天軍の軍事行動を抑えること（次章參照）で財政再建と地域經濟の保護育成を圖ろうとしていった。また上記のことに監査役として「地方の士紳」を參加させようとした點が注目される。

二四年、王の反對にも拘らず第二次奉直戰爭が始まると奉天票は再び下落した。王は「此に對して異常に焦慮」し、商務會や各銀行・銀號首腦を召集して會議を開き、「奉票の價值を維持するに現大洋一元毎に奉票一元八角に值し、金票一元は奉票一元三角に值し、定價の外に越出するを得ず」[60]と定めた。「保境安民」[61]期の安定は取り戻せなかったが、二五年の對金票相場は年平均一元七角程度[62]であったしまた對現大洋相場は約二元二角[63]で、奉天票の價值維持に政權はほぼ成功し

たと言えよう。

ところが二六年三月に王永江が辭任[64]し張作霖が北京進出を果たした後、奉天票は奉天軍の軍事行動の擴大に伴って增發され、市場では戰爭への不安から暴落し續け、七月には「一時七百元臺ニモ達セントスル狀態」に至った。王の後任・莫德惠省長は王の如く自分の經歷の中で商務會や各銀行・銀號との信賴關係を培ってきたわけではなかったため「無能ヲ攻擊」され、逆に「人心王永江ノ復職ヲ思フノ傾向增シツツアリ」[65]という結果となった。だが王は復職しなかった。その後張學良政權期（一九二八―三一年）に新たに現大洋票が發行されて奉天票が回收され何とか危機を克服するまで[66]、特に北伐軍の北上と奉天軍の戰況不利が明らかになるにつれて奉天票は收拾のつかない下落にみまわれた。政治・軍事の狀況に金融・財政が大きく左右された一九二〇年代前半期の奉天省において、若干の構造的考察を加えると王の存在は財政上のみならず政治上も清末新政時期以來の課題を解決しようとする存在としてかなり重要であったと言えよう。

二　「保境安民」期から王永江の辭任まで

(一)　張作霖政權と地域有力者層の關係

一九二二年、奉天軍が關外に退却した直後、「東省各團體ハ同心協力シテ張使ノ後盾タラン事ヲ期セラレタシ。萬一人心散ズル事アレバ……東三省文武紳商悉ク立脚ノ地ナキニ至ル可シ」[67]と王永江は訓示し、張作霖の下に各界が結集するよう訴えた。しかしそれは單なる獨裁體制の強化ではなく、「目下の世界を廣く見てみると、以前から軍閥政治を認めず、一般輿論も亦始終民意を代表する政治を要求している」という認識に基づいていた。現實問題として、「急遽全部の兵士を裁撤するのは事實上不可能であろう」とは言うものの「或る種の形式の下に於て軍民分治を行う」[68]という方向性を持っていた。このような狀況下で六月三日、東三省聯省自治宣言が發布され、北京政府から一切の官職を剝奪された張作

霖は、東三省保安總司令を自稱した。

聯省自治という形式は、二〇年代に華南を中心とする諸省（廣東・湖南・湖北・四川・雲南・貴州・福建等）で廣く唱えられた政治形態であった。これらの省では獨自の省憲法制定の動きも盛んであったが(69)、同時に地方勢力割據の正當化の論理としても聯省自治理念が利用されていた。北京政權の奪取を目標としてきた張作霖政權が、敗北という危機を克服するのに北京政府を批判或いは無視するという意味で、聯省自治宣言は重要であった。そしてこの新たな狀況下での地域秩序の構築に、ダメージを受けた軍人に代わって王永江ら文治派官僚の手腕が期待された。

張が總司令に就任するに際して、王は東三省省民の「推薦」を演出した。「張作霖ハ五月三十日豫メ王永江ガ企畫シテ招致シ置キタル三省各界代表數十名ト省長公署ニ會合セリ」。しかし彼らが、「張帥ヲ推擧シタルハ彼ノ威望ト政治的能力トヲ認メ心ヨリ此擧ニ出デタルヤ否疑問無キ能ハザルモ現下ノ時局ヲ收拾スルニ張作霖以外他ニ適任者無キ爲已ム無ク斯ク處置」(70)したというのが實情であった。政權の核はあくまでも張作霖であることを東三省内で再確認する一種の〝儀式〟であったと同時に、張に對しても彼が「各界代表」の「推擧」により東三省保安總司令という新たな地位を得たことを自覺させるのが、王永江の狙いであったように思われる。換言すれば、政權續行についての支持者と張作霖との相互の了承を、王永江が仲介したということになろう。

王はこの時期まず、張に對して現狀維持による軍事力の溫存と不擴大方針を說いた。例えば、「東三省は中央が鞏固な政權を樹立する迄は卽ち今日の狀態を以て進む。……一方、中央に對しては發言權を取得する爲に東三省の軍隊は精銳主義によって之を訓練し、徐ろに自重を圖って動かなければ充分である」(71)と進言している。ここでいう「中央」とは、狹義の北京政權（內閣）を指すと思われる。そして、「王永江等の文治派は奉天自治主義を保持し、中央、直隸派、段祺瑞系、孫文系等とは聯絡を採らざるを可とし」(72)ていた。つまり王としては、中國全體の政治情勢を見すえつつも東三省が政局の混亂にまきこまれることは極力避ける方針だったと考えられる。王は、日本側が考えていたような文字通りの「保境安

民」論者――半永久的に東三省にとどまり地域を完全に孤立化させ中國全體の情勢には關心を持たないという意味での――ではなかった。陸軍少將・貴志彌次郎の報告に據れば、むしろ張作霖の方が東三省を中國の一部としてみなしておらず、王永江は例えば列強による中國の共同管理について「支那破壞ノ端ヲ開クモノトシテ之ニ反對」[73]したという。

また王の「保境安民」論は、中國の他地域でのそれと比べても獨特のものであった。例えば、時期は下るが一九二五年に楊宇霆を中心とする奉天系軍を破って浙江・福建・江蘇・安徽・江西の五省を支配下においた孫傳芳も「保境安民」の名の下に「練兵斂財」を進め、上海の士紳の支持を得ようとして市政の充實を圖ろうとした。しかし孫は支配地域の出身ではなく元來の政治的基盤が弱いため、域外からの干渉を退けることに「保境安民」の眼目があった[74]。王永江の場合は、むしろ東三省の外へ膨張しようとする軍事力を抑止し、それによって財政的負擔を輕減することに目的があったと見るべきで、地域の事情によって「保境安民」論の內容も微妙に變わることを指摘しておきたい。

王は北京政界でも無視できぬ存在であった。王が張作霖の動きを牽制する形になっている以上、東北情勢は安泰だからである。段祺瑞の右腕と評された徐樹錚は二四年四月一八日に來奉し、「一、救國の大觀より自重し漸次其の步を進むる事。一、東三省の改善を遂行して保境安民の實を擧ぐる事。一、時機至る迄堅固なる守勢に立つ事」と要望を述べた。しかも、「嫉妬を招く虞ある爲張作霖には祕し居るも、王永江とは從前より連絡し今回も王と懇談した。之は決して張を度外するわけではないが、王永江をして張を輔佐せしめむとの友誼に外ならぬ[75]」と語っている。

張作霖の專橫を快く思わぬ勢力は、奉天省內にも一六年以前から存在していた。自己の反對者を暗殺する張の性格を考えればやむを得ないことだが、具體名は殘っていない。それでも例えば『盛京時報』には、「張雨亭〔＝作霖の字〕軍長は……軍民分治の議が時に乘じて復活せんとするのを深く恐れ、茲に特に三種の意見を提出し、奉天の分治は緩やかに行うべきであるということを辨護した」とある。「三種の意見」を要約すると、第一に東三省には馬賊が橫行して治安が惡いので軍隊指揮權を持たない省長には省民の安全を守りきれない（防務の困難）、第二に新しい機關の設立には金がかかる

（財政の困難）、第三に民政を獨立させるのに必要な人材が足りない（人材の困難）ということである。(76)

特に第二の論議は奉天省の過去の經驗からいっても說得的であり、張は二二年の敗北まで軍民兩政の實權を掌握していた。しかし彼の權威が絕對的でなくなった時、省民の「推薦」を受けたこと、その演出を王永江が考え實行したこと、その功に報いる形で王を代理省長としたことは重要であった。張は王に民政上の權限を委ね、「民意」を反映させることを省民に誓う形となったからである。(77)

但し當時の「民意」「輿論」といった言葉は、政治的發言を公認された有力者とそれを支える階層のものに限られた。先述の如く有力者層は清末新政期以降、度々の改定を經ながら存續してきた法定團體か省議會に屬し、陳情・聲明等によって地方政治を動かしてきた實績を持っていた。

二二年六月三日の聯省自治宣言直後もそれに呼應する形で有力者層は、「曩ニ教・農・工・商各會ニテ統一促成會ヲ組織シタルガ去ル九日省議會聯合會ハ各團體發起人ヲ教育會ニ召集シ名稱ヲ東三省國民促成統一會ト改メ三省自治ヲ實行スルヲ主旨トナスベキコトヲ協議シ」(78)ている。彼らの認識では、東三省の自治の確立が中國全體の統一にプラスになるとされていた。これは、王永江が「保境安民」策を北京政府が「中央」としての權威を取り戻すまでの一時撤退と地域振興策として位置づけていたのと近い認識であった。

商務會は以前から財政・金融政策を通じて政權に協力してきたが、王もより廣範な有力者層を從來の所謂「官治」を補完させる形で地方行政に參加させようとした。それが二二年一〇月に公布された「自治區村制」であった。「其の意は漸進を以て民治の根基を培養することに在る」。規則は一四章・七六條で、一縣をほぼ八區に分け、區は若干の村區の巡警・保甲の指揮や行政を管轄する。區長は任期三年で三回以上の連任は許されず、「三十歲以上の公正な士紳で素より衆望を集め、政體に明達している者」(79)を選ぶ。この政策は、民政の自立に課せられていた治安の維持という問題を、有力者層の協力も得て解決する意味合いをも內包していたと思われる。

元來、張作霖は「地域」の治安維持を擔う存在として支持を訴えまたそれを得てきた。「地域」の範圍は最初（「大團」として活躍した一八九九―一九〇二年頃）は奉天省臺安縣八角臺一帶にすぎなかったが[80]、辛亥革命時に奉天城に保安公會側の武力として招き入れられてからは奉天省全體に、やがて自らの配下を送り込む形で吉林・黑龍江兩省へと擴大した。だが彼の武力は有力者層の期待する治安維持に必要な範圍を越えた。二二年の敗北により張の武力は再び東三省「地域」につなぎとめられたが、もはやその狀態が永續するとは王永江には考えられなかった。王は自治區村制を通じて末端の小地域を把握し、政權の支配を貫徹させると同時に、張作霖の關心が東三省から離れた時の動搖を未然に防ぐための準備をしたと見ることもできる。有力者層の「民意」があくまでも「地域」的發展にあることを王は痛感していたのである。

清末から續いていた鐵道敷設權回收運動の一つの到達點としての奉海（奉天―海龍）線建設[81]、五四運動の頃から續いていた教育權回收運動の歸結點としての東北大學創立[82]は、何れも王永江が中心となり「民意」を反映させ、しかも日本側の不滿をある程度抑えての成果であった。だが「民意」を反映させ續けるのは容易ではなかった。二四年頃から王は「民意」と日本側との利害對立に苦しむようになる。

例えば「奉天省長王永江氏は最近船津奉天總領事に對して關東租借地に於ける裁判權に關し重大なる要求を提起した……其大要によれば、現在日本の行使しつつある租借地內居住支那人に對する裁判權を否認し、支那に回收すべきを主張したものである[83]」という報道があり、眞意を問われて[84]王は、「關東州租借地裁判權問題ハ、復縣審判廳長ヨリ上申ノ次第アリタルヲ以テ其儘ニ放棄スル譯ニ行カズ……」と答えている。また安奉（安東―奉天）線回收運動については、「王永江ノ如キ眞ノ愛國者ニシテ、利權回收ニ關スル直接行動ハ斷シテ之ヲ排斥シツツアルモ隱然利權回收ノ首謀者ニシテ、彼ノ周圍ニアル智者ヲ利用シ……又時々省議會議員連ヲ操縱シテ逐次日本ノ既得權ヲ回收セントスルノ畫策ヲ樹テ、之ヲ提唱セシメ居ルガ如シ[85]」という報告もある。これに對する王の答えは、「省議會ノ如キ、或ハ民事具申會（＝民治俱進會）ノ如キ、或ハ新聞記者連中ノ如キ一部ノ知識階級中」に「動モスレバ日支國交ヲ阻害セントスル言動アルハ事實ナリ。當局ニ於テ

モ餘リ高壓的ニ出ズレバ却テ風潮ヲ激成スル虞アルニ付、其ノ對策ニ關シテハ鮮カラズ苦心シツツアル次第ナリ」[86]と、日本側の觀察を必ずしも否定していない。

二四年五月一八日の省議會では、「嗣後我が奉天省の土地及び附屬土地一切の權利は……總て奉天省議會全體の議決後に非らざれば妄りに條約を締結するを得ず」[87]と決議された。そして遂に、王永江の「排日ノ目的トスル所ハ是ニ由テ省議會始メ支那國民ノ輿望ヲ繫ギ自己ノ地位保全ニ努ムルコト」[88]と滿鐵側から斷言されるに至る。鐵道敷設交渉において互いの利害の衝突を回避するのに盡力した王を、滿鐵側がこのように非難したことは重要である。

それでも王は「民意」の反映に熱心であった。二五年一月、「縣議會ヲ快復シ以テ民治ノ發展ヲ期シ依テ官治ヲ補佐セシムルノ提議案」が「省長ニ申請」[89]された。一三年以來停止されてきた縣議會の復活要求に對し、王は一三日に縣議會議員の定員を公表し[90]、提議案を認めた（但し少なくとも王の在職中には縣議會を實際に開催するところまではこぎつけられなかった模様である。松重充浩氏の御教示による）。また同月、二四年一二月に組織された奉天省議會國是討論會の委員選擧が行われ、「民黨系ノ排日思想家」[91]で民治俱進會會長・東三省民報社社長[92]の趙鋤非が委員長に選出された。「趙鋤非派ノ議員多數當選ヲ見タル結果內部紛糾ヲ來タシタルガ去ル五日初會議ヲ召集シ……王奉天省長ノ認可ヲ得タリ」[93]。趙の委員長就任を認めたということは彼の排日色がより廣い範圍で發揮されるのを認めたことにほかならない。かくして王永江は趙らを通じて利權回收運動に深く關與せざるを得なかったのである。

東三省聯省自治宣言が出た前後の頃の王にとって、「民意」とは有力者層の漠然とした總意――「地域」發展の重視――を指していた。だが「保境安民」政策の具體化に伴い、有力者層の中でも特に利權回收を主張する趙鋤非のような人物が擡頭してくると、有力者層の意見に理解を示すことを一つの政治的信條としてきた王としては、趙らを無視するわけにはいかなかった。

王が特に二二年以降、「民意」を氣にかけるようになったのには一つの契機があったように思われる。王は財政廳長と

して省財政の再建に大いに貢献したが、同時に第一次奉直戦争に際して「軍費計畫ニ付一般ニ増税ヲ爲シタル結果民間ノ財界ニ大ナル影響ヲ及ホシタル爲現今東三省各縣知事ハ連名ニテ王永江ニ反對運動ヲ起シ居ル」[94]という經驗もした。その經驗が彼に「民意」の把握の必要性を感じさせたと考えられる。軍事費を削減しなければ財政の根本的再建が難しく、軍事費を得るための増税が王自身の政治生命を危うくするとなれば軍備縮小を訴えるのに王が熱心だったのも理解できよう。だが王の勸告にも拘らず、「奉天ノ財政ハ其大部分軍事方面ニ流用セラレ殖産工業ノ方面ハ大ニ閑却セラルル傾アリ、現ニ奉天省ノ軍事費ハ經常費ノミニテモ年額約一千九百萬元ニ達シ」[95]ていた。張作霖は「日夜直隷派、特ニ吳佩孚ニ對スル對抗策ノミニ腐心シ」ており、例えば奉天兵工廠に對する一九二三年の出費は「實ニ千七百餘萬元ニシテ他ニ未拂金三百餘萬元アリ」[96]という狀態であった。王は楊宇霆[97]宛に、張に對して速やかに方針を改め民治を發展させ軍備を縮小することを諫言するよう求めたり[98]、或いは二六年の兵工廠への莫大な出費（半年足らずで三〇〇〇萬元以上）は一〇〇〇萬元以下に抑えられると指摘し、「將來外力の來侵を待たずして已に自殺の策を成す」[99]と忠告する書簡を出している。そして、「個人的にも最も親密な閒柄」[100]であった筈の楊との關係は徐々に惡化していった。

王が財政廳長に就任した時、警務處長の後任は彼が「自由に任用する權限」を持っていたにも拘らず、楊の推薦で于珍という軍人を充てなければならなかった[101]。また、滿鐵が請負った洮昂線の奉天側鐵道局長に、王の「意中ノ人物」をさしおいて逆に王の不興を蒙っていた盧景貴が楊の推薦で選ばれた[102]。王の補佐を依然として必要としながら、政權全體としては王の意思が充分に反映されていないのが現狀であり、王の不滿が限界に達していたことは容易にうかがい知ることができる。更に言えば王を通して政權に關わってきた「民意」が次第に政權中樞に屆かなくなるということでもあった。

(二) 郭松齡事件

二五年一一月二二・二四兩日、反奉戰爭鎭壓のため出動中であった郭松齡は灤州で通電を發し叛旗を翻した。通電では

張作霖・楊宇霆の下野と張學良の擁立、及び國民軍との交戦停止が求められていた。眞意をただすべく派遣された日本の浦參謀に對し、郭はまず、張作霖の「武力統一政策ノ失敗」を指摘し、北京政權を掌握し國庫收入によって軍隊を維持しようとしても「國庫ノ空虚ナル今日ニ於テハ之ヲ各省ニ分擔上納セシムルノ他策ナク結局ハ國民ノ負擔トナル」と說いた。[103] また自軍を「東北國民軍」と改名し、「國民ノ眞意ニ從フヘキモノ」として位置づけた。[104] 以上の言動は日本側の援助を得るためのポーズという見方もできるが、少なくとも軍の內部から軍を改編する動きが出たことは注目に値する。その上、郭の蜂起は馮玉祥の支援を受けたものと當時から噂され、郭の私怨による單なる奉天軍の內紛とは言えない複雜な背景があった。

事件の詳細な經過と日本側の外交・軍事活動については既に多くの研究[105]があり、ここでは繰り返さない。それらの研究では地域有力者層と政權との接點としての王永江が事件中にいかなる行動をとりそれが社會にいかなる影響を與えたのか殆んど明らかにされていないように思われるので、王の動向を復元しつつ上記のことを明らかにしたいと思う。

楊は總參謀長の職を解かれ[106]、二五日に大連へ逃れた。狼狽する張に代わり王は同日、「省議會以下各機關の委員を召集し郭松齡勸告方を命」じた。翌日は奉天城內に戒嚴令が布かれた。

一一月下旬から一二月上旬にかけて戰局は一進一退を續けた。だが當時の奉天總領事・吉田茂は以下のように報告している。「當地ノ民心比較的落付キ居ルハ畢竟王永江ノ手腕ニ待ツモノト存セラル。今日ノ形勢ハ尙往年第一奉直戰後張作霖敗北當時ノ如ク王ノ力ニ依リテ今回モ亦當地方ノ關スル限リ或ハ靜（不明）ヲ見ルヲ得ベキカト存セラルル……政治組織ハ不滿足乍ラモ當地方相當ノ程度迄完成セラレ居リ……張作霖王永江ヲ其儘ニ置キ……我對支政略ノ基礎タル東三省ハ現狀維持ヲ以テ支那中央混亂ノ此時期ヲ經過セシムル外無キカト存ズ」[107]。

吉田は王の行政手腕とその成果を高く評價し、民政の保護は今後の日奉關係にとっても重要であるとの判斷から王支持（ひいては張支持）に傾いていた。だが一二月五日、奉天軍は大敗を喫し張は自身の下野を口にするようになった。

戰局が張不利となった時、王の態度は變化する。「早くも王永江一派は張作霖を下野せしめ平和裡に政權の授受を行はしむるは地方治安維持上の賢策なりとし……卽ち省議會議員の一部及總商會の一部の如きは、早くも密かに郭松齡に密書を送り、歡迎の意を傳ふると共に……張作霖に下野要請を協議せる事實あり」[108]。吉田に對しては、「王省長ヨリ調停頻リニ依賴アリ、和平ノ聞ニ地方政權ノ授受ヲ了セシムル爲邦軍ニ連絡ヲ付クルノ急務ナルヲ求メ」ている。吉田は「郭軍司令部ト接觸ヲ講ズル手筈」を整え、內山領事には「內政干涉・張作霖援助ノ誤解ヲ避クルニ付テハ十分ノ注意ヲ與ヘ置キタリ」[109]。

後に、「文治派の全勢時代（ママ）は郭松齡が武斷派の首領楊宇霆の排斥を理由として反旗を翻し、張作霖も其地位不安に怯え將來武力の非を悟り民政を重んじ云々と云ふ通電を發した當時にあった」[110]と指摘されたように、事件中は王が政權を掌握する好機であった。だが張下野後の政局運營について王は迷っていた。

王永江ハ……今回ノ事變ノ初ヨリ張ノ下野ノ已ムヲ得サルヲ云ヒ唯此ノ際ハ兎モ角一應彼ノ面目ヲ立テシメ適當ノ機會ニ下野セシムルヲ可トストナシ……郭軍一應山海關ニ退キテ張ノ自決ヲ待タシムルカ或ハ張郭共ニ下野シテ他ノ何人カ張ノ後ヲ襲フカ、或ハ張下野シ郭モ亦奉天ノ主腦タラズ、奉天ノ主腦ハ官民各法團ヲシテ選擧セシムルモ可ナリ。

最後に擧げた項目の現實性については、「結局ハ張ヨリ推選（ママ）セラルルヲ便利トスベシ、各法團ノ選擧ニ待ツガ如キハ議纏マリ難シト答ヘタリ」[111]。「民意」の尊重を訴えてきた王としては「官民各法團」による選擧が望ましかったに違いない。しかし現實問題として、張という核を失えば「保境安民」期中の王の努力によりある程度末端の社會組織を當局が把握しているとはいえそれは充分ではないから、東三省は混亂に陷りその平和的解決は難しい。その上對郭工作を始めて約一週間で奉天軍側には黑龍江軍一三八〇名の援軍があり、日本軍の增兵計畫も傳わっていた[112]。事態は徐々に郭軍不利へと動きつつあった。そのため結局王は張政權の〝內〟にとどまった。

一五日、日本は朝鮮から步兵二大隊と野砲二中隊を奉天省へ移動させ、更に久留米一二師團から混成一旅團（步兵四大

隊・騎兵など三中隊）や近衛師團等約二五〇〇名を二一日に派遣して先發隊と交代させる旨を命じた。その名目は「帝國臣民保護」「帝國ノ權利利益擁護」[113]であったが、先發隊の到着した一九日に「奉天軍挽回ノ形勢」[114]が報告されているところを見ると、效果は大きかったといえる。[115]

郭軍有利の時はその進擊を歡迎していた法團勢力も、三省保安會を籌設し張作霖をその正會長に擧げて[116]張支持にまわった。二二日から二三日までの決戰で張軍は大勝し、二四日から二五日にかけて郭夫妻は逮捕・銃殺された。一時は郭への平和的政權讓渡を工作した王は、張政權内にとどまる代わりに政權の民政重視方針を確定しようとしていた。

(三) 王永江の政局觀——辭任の背景——

郭の處刑により危機は回避された。しかし「奉天の政局依然混沌」としており、張作霖が下野しても總司令の後任は見當らず、「張郭戰以來の經緯から張學良氏一派の武斷派は、王永江氏等文人派擡頭を快しとせず、暗に軋轢を生じ居る事實あり」[117]といわれた。

張は既に一二月六日に、東三省「父老」宛に「武備を縮小し以て財力の耗を省き」「金融の紊亂を防ぎ……以て幣價の維持を爲し」「民治を實行し以て文化の施設を謀る」といった内容の通電（所謂「保境安民」通電）を發していた。張は王に依存しきっており、「從來の態度を一變して民衆の信憑を背景とする文治派の言に聽かざるを得ざる」[118]狀況が生じていた。故に王は通電を「忠實に履行すべきものと信じ、又是非履行せしむべく期し」[119]たのであった。

二六年一月の善後會議で王は以下の如く述べた。「最近の奉天省の軍事費の内、兵工廠の經費は年額二三〇〇萬元、經常軍事費は一八〇〇萬元、張作霖個人の機密費は約一〇〇〇萬元、總計五一〇〇萬元という巨額に達するが、歳入は僅かに二三〇〇萬元しかない[120]」い。この事態を解決するには、「①兵工廠の費用を四〇%に削減せよ。②節約した費用で經濟を發展させ實業を振興せよ。③軍備を縮小し軍隊を三・四師團に縮小せよ。④張作霖個人の機密費を削除せよ。[121]」という大

膽な改革が必要であると強調した。

だが王の意見は全く容れられず、張は宿敵・吳佩孚との同盟を一月中に結び、再び軍備増強に着手した。王は二月一九日、持病の治療を理由に歸郷し奉天へ戻ろうとしなかった。日本側も「軍閥攻撃・軍備縮小が人氣に投ずる故、文治派が之を利用するの傾あり。故に餘り文治派を煽て上ぐるは考えもの」[122]として、冷靜に受けとめていた。

三月二日、王は正式な辭表を提出した。その中で「保境安民」論を展開して最後の忠告を試みた。また『盛京時報』のインタビューに對しては、「たとえ中央が奉天に挑戰してきても奉天側は省境を守るにとどめれば現在保有している軍隊の半數で充分である」[123]と答え確固たる信念を示した。張作霖は驚き、様々な説得工作を始めたが五日に再び辭表が出され、やむを得ず受理した。文治派の一人・于沖漢[124]は王の眞意を次のように語っている。

> 王省長ニ於テモ總司令ガ眞ニ民意ニ基礎ヲ置キ諸政ノ改善ヲ圖リ且關門ヲ閉ヂテ自ラ守ル事ニ對シ確實ナ保證ヲ與フルトキハ、絕對歸任セナイデモナイ……[125]

王は張に方針の變更を促すため、政治生命を賭けて直言したと見るべきであろう。しかし、張には王の眞意が充分に理解できなかった。王の側近・丁鑑修は張の様子を「〔王永江の辭職は〕是恰モ郭松齡ガ倒戈セルト同ジク、一種ノ文治派ノ謀反ナリトテ頗ル憤怒セル模様」[126]と報告している。張にとって王は、自己の優位を前提とする軍民二重支配體制の歯車の一つにすぎなかった。しかし王は政權の〝內〟にとどまりつつも民政と軍政の對等を志向していた。

辭任から五箇月後、王は以下の如く心境を述べた。「「保境安民」論はもとより奉天省第一の要義である。惜しむべきは當局が郭松齡の反亂平定後にただちに實行せず[127]、今日に至って形勢が既に變わったことである。……今日の形勢ではもう「保境安民」を唱えることは許されない。」ここで言う「保境安民」は東三省の地域性に根ざしたそれである。遂に王は、地域の利益を擁護する民政重視＝「保境安民」方針を政權の中に確立できなかったことを自ら認めた。

郭事件を機に、「王ニスレ楊ニスレ武ヲ捨テ文ニ全力ヲ傾注シ財ヲ整ヘ民力ノ培養ニ努力セラルル人物ナラバ、大ニ是

ヲ歓迎スヘシ」「省民ハ孰レモ張作霖ノ專擅ニ對シ内心不快ヲ感ジ居レリ」という日本側の觀察があった。だが辛亥革命以來、張作霖の反對勢力は常に生命の危險にさらされたという背景もあり、王の他に「直面的ニ張ヲ說服スル有志ハ到底之ヲ見出ス能ハザル」[128]こと、「統治者の何人たるを選ばず能く統治する者を欲する」[129]という省民の消極性や社會的制約が王を孤立させたのであった。政權に王を復歸させようという請願はあっても、王を中心にして政權に何らかの壓力をかけようという有力者層の動きは管見の限り史料上には殘っていない。王永江は清末新政の改革の氣運を繼承し「保境安民」という形で中國の中で東三省地域の自主性のあるべき姿を主張した地方官僚であったが、自らの志向を完全に實現することはできなかった。殘された課題は張學良政權[130]と「滿洲國」建國期の地方維持委員會[131]という二つの流れに異なる形で傳えられていくように思われるが、その問題については別の機會に論ずることとしたい。

終りに

王永江は奉天省の紳商層の中で地方官僚としてのキャリアを積み、同じく奉天省出身の軍人の張作霖のもとで民政・財政の最高責任者に任じられた。王は辛亥革命で途絶えた清末新政時期（特に趙爾巽）の方針を繼承し、稅務機構の改革・借款の有效利用・軍事費削減要求等によって先ず軍政に從屬してきた財政部門の自立化を進めた。更に第一次奉直戰爭敗北後は軍隊を東三省地域にとどめ、中國全體の情勢を見据えつつも該地域の自主性を維持する「保境安民」方針を主張し、辛亥革命以來潛在化した舊急進會系を內包する地域有力者層（清末の紳商層に相當する）の政權支配への參加を受容し民政の自立化を圖った。「保境安民」期末期から國民黨系の省議會議員・趙鋤非らが擡頭し、王が有力者層全體の漠然とした總意として考えていた地域振興志向の「民意」は、利權回收＝排日運動へと具體化する。その高揚の中で同じく國民黨の影響を受けた郭松齡が反亂を起こし、張作霖も一時は下野を考え、王永江は下野工作を行ったが日本軍の介入もあって張は政權を維持した。王は「保境安民」＝民政重視路線の確立を訴え辭職したが、張は王が政權の單なる齒車から張と對

等の立場で民政を確立しようというところまで成長していたのに氣づかず、有力者層も王を積極的に支持して張に政治的壓力をかけることをせず政權への復歸を懇願しただけであった。かくして新政以來の東三省地域社會全體のアイデンティティーの確立——民政・財政の完全な安定化と有力者層の意見の反映——という問題は、次代へもちこされていった。

「保境安民」期を中心として、政權は主に王永江を通じて地域社會の利益の優先を約束した。實際、北京政權に直接關與しない二年間に、王は鐵道の敷設・教育の振興・金融の安定・自治區村制による社會組織の末端に至るまでの支配貫徹等に次々に着手した。日本側の讓歩を巧みに引出した奉海線建設と、次代に大きな影響を與えた東北大學の創立は特記すべき成果であろうし奉天票を中心とする紙幣の價値變動は當局が設定したレートを大きく逸脫することもなく安定した推移を見せた。それは清末新政時に明らかになった問題點のごく一部の解決にすぎなかったとも言えるが、政權が地域としての發展を眞劍に考え擁護してほしいという地域社會の期待に一部でも應えたことでもある。清末の紳商層は徵稅行爲の一部代行を通じて警察行政と密接に關わり、やがて請願によって地方行政全體を左右するに至ったが、民國初～中期の有力者層は基本的には「民意」という一種の壓力で張作霖を地域の治安維持の核たらしめようとした。

しかし郭松齡事件を機に「保境安民」という支配の論理は軍政の強大化と關內進出という支配の實際との間で大きな矛盾を生じ、說得力を持たなくなった。王永江の引退はその象徵的事件であり、王という抑止力を失った政權は地域からますます遊離していった。少なくとも王にとって張作霖政權はその發端から言っても地域社會の治安維持を最大の課題とするものでなくてはならなかった。そこに政權の存在意義があった。張にしても日本側にしてもこのような方針を持つ王は完全に從屬させておきたい官僚であったが、結局のところ兩者とも從屬させ得なかったように思われる。王を從屬させ得たのは地域社會だけであり、地域社會にとっての張作霖政權とは初步的にせよ社會に對する貢獻度で價値を測り得る、該地域出身者による最初の地方政權だったのであった。

註

（1）例えば園田一龜『張作霖』（東京中華堂、一九二三年）、同『東三省の現勢』（奉天遠東事情研究會、一九二四年）、西村成雄「東三省軍閥權力と國民革命期民衆運動」（『中國近代東北地域史研究』法律文化社、一九八四年）、謝碧珠「一九二〇年代における東三省と日本——張作霖の對日態度を中心に——」（『お茶の水史學』第三二號、一九八八年）、松重充浩「張作霖による奉天省權力の掌握とその支持基盤」（『史學研究』第一九二號、一九九一年）、常城主編『張作霖』（遼寧人民出版社、一九八二年）、王鴻賓主編『張作霖和奉系軍閥』（河南人民出版社、一九八九年）、McCormack, G., *Chang Tso-lin in Northeast China 1911—1928; China, Japan, and the Manchurian Idea*, Stanford University Press, 1977. Suleski, R., *Manchuria Under Chang Tso-lin*, The University of Michigan, Ph. D., 1974. 等。

（2）（中國）東北地域と言う場合、東三省（奉天＝現遼寧、吉林、黑龍江三省）と同義のことが多いが、本來は漠然と山海關外の地を指し「省」という概念ではとらえきれない所謂「滿洲」と同義にすべきであろう。本稿では張作霖政權をその前史を含めて理解する立場をとりたいので、政權全體をいうときは「東北」概念を用い、明確に東三省地域に問題が限定できる時は「東三省」概念を用いる。

（3）松重充浩「張作霖による在地懸案解決策と吉林省督軍孟恩遠の驅逐」（横山英・曾田三郎編『中國の近代化と政治的統合』溪水社、一九九二年）。

（4）例えば園田氏は「張作霖の大番頭として忠實に專ら理財の道のみに專念した」が「その財政整理も無駄骨にすぎなかった」と評し（『奉天省財政の研究』盛京時報社、一九二七年、六三頁。以下園田『財政』と略。）、Suleski 氏は張作霖に對する王永江の影響力を認めつつも（*op. cit.*, p. 50）、顧問團への從屬性を強調している（p. 63）。また McCormack 氏は「張という軍人よりも日本帝國主義者と同質の人物だった」（*op. cit.*, p. 191）と結論している。

（5）ややレヴェルの違う「限界」になるが、本稿もまた日本側の豐富な史料に賴らざるを得ない。中國側史料の公刊は斷片的なものにとどまっており全體像が把握し難いためである。日本側の偏見には充分留意するが、獨自の調査に基づくものであれば記錄者の主觀が色濃く出ているものでも出さざるを得ない場合があることをあらかじめお斷りしておきたい。

（6）川久保悌郎「清末光緒初年の東三省の行政改革について——清朝の滿洲統治——」（『關東學園大學紀要』第三集、一九七九年）、五—六頁。

（7）園田『財政』一一頁。

（8）徐世昌『東三省政略』卷六　民政　述要。

（9）前揭註（7）。

（10）「法定團體」（以下「法團」と略稱）の一つ。清末新政時に各地で商務・工務・農務・教育各會が創設され、民國も公認した。金子肇「一九二〇年代前半期における各省「法團」勢力と北京政府」（横山英編『中國の近代化と地方政

治』勁草書房、一九八五年）を参照。商務會（商會）は光緒二九（一九〇三）年の欽定商會章程、民國に入ってからは一九一五年の商會法に基づく。但し設立年は各商會まちまちである。例えば奉天商會は公議會を前身とし光緒二八年に設立され、營口・蓋平・錦縣・承德各商會は光緒三二年に設立されている。滿洲國實業部臨時產業調查局『滿洲ニ於ケル商會』（一九三八年）、二―三頁。

（11）寧武「東北革命運動史述要」前編（『中華民國開國五十年文獻』第一編第一二冊　正中書局　一九六四年）、四一二―三頁。同「東北辛亥革命簡述」（中國人民政治協商會議全國委員會文史資料研究委員會編『辛亥革命回憶錄』第五集、文史資料出版社、一九八一年）、五四〇頁。孫百斛はその後一九一一年に諮議局議長・翌年に奉天布政使に就任したが趙爾巽が奉天都督を辭した時に離職した（外務省保存記錄　M門（明治大正）1.6.1. 4 Reel. 119 5047―5048　大正八年一月十六日「奉天省出身官吏ノ現勢」。以下該記錄は略號で表記する）。しかし奉天商界の實力者であり續け、王永江が財政廳長となった時、再び商會長として共に金融政策に關與した。

（12）『東三省政略』卷七　財政　述要。

（13）筆者はこの層が民國期の地域有力者層の母體となったと考えている。但し清末期と民國期とでは所謂革命勢力の政治的比重が異なるので名稱を分けておきたい。張作霖政權下の有力者層については前揭註（1）、松重論文を參照。

（14）註（12）卷六　民政　「紀衞生醫院」。

（15）同　述要。

（16）同　卷十二　諮議廳議案　民政案　「議員吳慈培議巡警道呈擬畫一警制案」。

（17）徐世昌『退耕堂政書』卷二〇　「查明奉省歷辦局捐情形並善後辦法摺」。

（18）『錫良遺稿』卷七　東三省總督任內摺片　宣統二年十一月初六日「奉省城鎭鄉自治會成立徵收附加捐稅撥充自治經費摺」。尙、廷杰は光緒三一年四月に增祺が離任し六月に趙爾巽が就任するまで盛京將軍を署したことがある。彼自身は同年十一月から宣統元年八月まで熱河都統であった。『清史稿』卷二〇八　疆臣年表十二を參照。

（19）同　「奉天全省各界紳民因時局迫不及待呈請代奏明年即開國會以救危亡摺」。

（20）字は岷源。號は鐵龕。一八七二年、金州の富裕な雜貨店に生まれた。先祖は山東省登州府からの移民。少年期から奉天で勉強し、袁金鎧と知り合った。一九〇〇年に金州廳學歲貢。修學後、金州で南金書院公學堂の創立・經營に關わる。以後の經歷は本文の通り。王の傳記・研究としては以下を參照。田邊種治郎編『東三省官紳錄』（一九二四年）、田島富穗「王永江を語る」（滿洲回顧集刊行會編『ああ滿洲　國つくり產業開發者の手記』農林出版、一九六五年）、安岡正篤「滿洲近代の名相　王永江」（『政治家と實踐哲學』全國師友協會、一九八三年復刻版＝一九四八年初版）、馮月庵・潤生「王永江」（『瀋陽文史資料選輯』一九八三年第四期）、金毓黻「王永江別傳」（『吉林文史資料選輯』一九八三年第四期）、魏福祥「王永江傳略」（『東北地方史研究』一九八五年

第二期)、Suleski, *op. cit.*。尙、『吉林文史資料選輯』とSuleski論文は土田哲夫氏の提供を受けた。記して謝意を表したい。

(21) 字は潔珊。一八七〇年生まれ。民國初期に參政院參政、張作霖が奉天省の實權を握った一九一六年にはその祕書長、一九年に黑龍江督軍・孫烈臣の祕書長となったがいずれも短期間で辭し、二二年に北京政府が奉天省長に任命した時もこれに應じず大連に隱居した。東支鐵道理事や張作霖の顧問として隱然たる力を持ち、王永江・于冲漢(後述)と並ぶ所謂「文治派三巨頭」(本庄繁「滿蒙問題解決ノ根本方策」昭和六年十月二十四日『本庄日記』原書房、一九八九年 三七五頁)の一人。「滿洲國」では參議府參議、尙書府大臣。同國崩壞後はソビエトに抑留されて病死したとも言う(江夏由樹「舊奉天省遼陽の鄕團指導者、袁金鎧について」『一橋論叢』第一〇〇卷六號 一九八八年、七九四頁)。外務省情報部編『現代中華民國・滿洲國人名鑑』(東亞同文會、一九二九年)參照。

(22) 前揭註(18) 宣統三年四月十三日 「王永江辦理警政出力請破格錄用片」。

(23) 大阪朝日新聞 明治四四年七月一〇日 「趙總督の近政」。尙該紙の利用にあたっては、後藤孝夫『辛亥革命から滿州事變へ——大阪朝日新聞と近代中國——』(みすず書房、一九八七年)を參照。

(24) 辛亥革命前後の東三省については註(11)の寧武のものの他、以下の回顧錄・研究を參照。王葆眞「灤州起義及北方革命運動簡述」(前揭『辛亥革命回憶錄』)、中國社會科學院吉林省分院歷史研究所・吉林師範大學歷史系『近代東北人民革命運動史(舊民主主義革命期)』(吉林人民出版社、一九六〇年)、林能士「辛亥革命時期北方地區的革命活動」(中華民國史料研究中心編『孫中山先生與辛亥革命』(下)、一九八一年)、西村成雄「東三省における辛亥革命」(註(1)前揭書)。

(25) 遼寧省檔案館編『奉系軍閥檔案史料彙編』一(江蘇古籍出版社・香港地平線出版社、一九九〇年)、六一七—六一八頁、「張作霖爲報告殺害革命黨急進會長張榕・寶昆・田亞薈等經過情形給趙爾巽呈」(一九一二年一月二四日)。

(26) 江夏由樹「舊奉天省撫順の有力者張家について」(『一橋論叢』第一〇二卷六號、一九八九年)、九七頁。

(27) 同「奉天地方官僚集團の形成——辛亥革命期を中心に——」(一橋大學『經濟學研究』第三一號、一九九〇年)、三四二頁。

(28) 前揭『近代東北人民革命運動史』、二四〇—二八二頁。

(29) 王鴻賓主編、前揭書五三—四頁。

(30) 『盛京時報』 一九一八年四月一九日 「奉省之財政現狀」。該紙は一九〇六年一〇月一八日、日本人・中島眞雄が創刊した漢字新聞。情報源は日本領事館と考えられ、信憑性は高い。新聞事情の詳細については郝其文「近・現代瀋陽報紙簡介」(『瀋陽文史資料選輯』一九八三年第四輯)を參照。

(31) 園田、前揭『東三省の現勢』二七二頁。

(32) 『盛京時報』 一九一七年七月六日 「王巡閱長整頓財政計

書』。また園田、前掲『財政』三四頁にこの記事の翻譯と思われる部分がある。

(33) 同　一九一七年一〇月一八日　「各縣稅捐成績之比較」「列洮南稅捐爲三等收入」。

(34) 同　一九一九年一〇月一四日　「王廳長整頓稅務辦法」。

(35) 園田、前掲『財政』三三頁。

(36) 余陽「王永江創辦奉天稅務講習所」（『東北地方史研究』一九八九年第三期）。

(37) 一九一八年、アメリカはピットマン條例を公布して「國庫保有銀塊の賣却」を行い「合衆國ノ敵ト交戰中ナル外國政府ヲ援助スル」ことを發表した。當時第一次大戰を契機に世界的に銀生産が減少したにも拘らず需要は激増しており、條例の影響は大きかった。西村、前掲書、一五三―一五四頁。

(38) 通稱「金票」。尙、銀建の横濱正金銀行券は「鈔票」と呼ばれた。

(39) MT1.7.1.5.1 R.206 1066―1069　大正六年一〇月二六日　奉天滿鐵公所。

(40) MT1.6.1.4 R.119　4545―4564　大正六年一二月一四日　關東都督府陸軍參謀部　諜第一一八號（祕）。

(41) 註(39)に同じ。

(42) 中國人民銀行總行參事室編『中華民國貨幣史資料　第一輯（一九一二―一九二七）』（以下『貨幣史』。上海人民出版社、一九八三年）、八一四頁。

(43) 三田了一「東三省銀行の合併と其の發行に係る大洋票」（『現代史資料32　滿鐵2』みすず書房、一九六九年）、七五〇―七五三頁。

(44) 園田、前掲『東三省の現勢』一一四頁。

(45) 註(43)に同じ。

(46) 園田、前掲『財政』七一―八八頁。

(47) 外務省編『日本外交文書』（原書房）　大正一一年第二冊　五一七頁　奉天・赤塚總領事より內田外相宛　「張作霖ハ鹽稅關稅差押命令撤回方要請ヲ拒否シタル件」。

(48) 笠原十九司「五四運動期の北京政府財政の紊亂」（『宇都宮大學教育學部紀要第一部』三〇號、一九八〇年）、八〇―八一頁。尙、外國人顧問については MT1.7.1.11 R.246 67―83　大正二年五月一三日　牛莊・太田領事より牧野外相宛報告　公第五八號　「奉天鹽務稽核造報分所ニ關スル調査報告ノ件」で該分所にはアメリカ人顧問 Palmer が招聘されたという。また同76―80　同年六月七日　特命全權公使・伊集院彥吉　機密第一九七號　「奉天鹽務稽核造報分所ニ傭聘ノ米國人ヲ日本人ト取換方交涉ニ關スル件」に據れば、日本側は鹽稅管理に強い意欲を持っていたがそれに成功した形跡は認められない。

(49) 註(40)に同じ。〔　〕內は筆者註。

(50) 「東三省金融整理委員會報告書（譯文）」（『滿鐵調査月報』第一三卷第二號、一九三三年）一九三頁。

(51) 紙幣の價値變動については次の表Cを參照。

(52) 安富步「『滿洲國』經濟開發と國內資金流動」（山本有造編『滿洲國』の研究』、京都大學人文科學研究所、一九九三年）二四一頁によると、「一九二〇年代の滿洲の貿易收支

表C　東三省主要通貨相場騰落圖

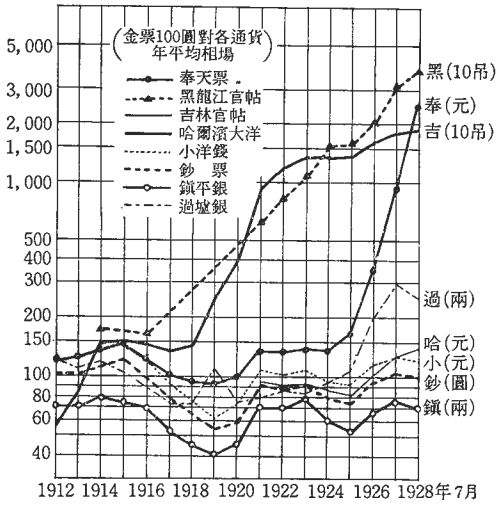

備考：黑龍江官帖の1915，1917—1920年，過爐銀の1921年は不明。
出所：味岡徹「ロシア革命後の東三省北部における「幣糧回收」」(『歷史學研究』第513號，1983年) p.64より

は、大豆輸出によって對日本出超、生活物資の移入によって對中國關內入超という狀態を續けていた。このため滿洲は過剩な日本圓資金を上海銀資金に轉換して對關內の赤字を決濟する必要に常時迫られていた」と、奉天票を含む中國側の銀建紙幣事情が說明されている。但し對日貿易への依存だけで滙兌券創出を說明し得るかどうかという問題も殘る。筆者は重要な背景の一つとしてこの說明を理解する。

(53)　『貨幣史』八二四頁。

(54)　同八二七—八二八頁。

(55)　註(54)に同じ。

(56)　海放・張偉ほか「近代奉天的官帖與私帖」(『東北地方史研究』一九八六年第一期)、一六—二二頁。

(57)　MT1.6.1.4 R.140 3637—3651　大正一一年五月八日　筆者不明　第一九一九號「奉軍出動ニ關スル日支官民ノ感想並ニ經濟界ニ及ボス影響狀況ノ件」(關東廳報)。(　)內も原文通り。

(58)　MT1.6.1.4 R.141 4149—4152　大正一一年五月一五日　關東廳警務局　關機高收第六五二二號ノ一。

(59)　園田、前揭『財政』四三頁。

(60)　『貨幣史』八三八—九頁。原典は『銀行月刊』〈北京〉第五卷第一號、一九二五年一月二五日。

(61)　「保壤安民」の意味するところについては次章參照のこと。

(62)　註(51)の表參照。

(63)　前揭『舊政權時代ノ東北財政狀態ト滿洲國政府ノ財政狀態』一〇頁。

(64)　次章第三節參照。

(65)　『日本外交文書』大正一五年第二卷上　六一七—八頁　八月三日　奉天・吉田總領事より幣原外相宛　第二二三號「奉天票ノ暴落ニョル經濟ノ混亂ニ關スル件」。もっとも、吉田は王の行政的手腕を非常に高く評價しており(後述)、その點は考慮しなければなるまい。例えば黃曾元「張作霖統治東北時代奉天政治叢談」(『吉林文史資料選輯』一九八四年第四輯)のように、奉天票の價值安定を王の業績として評價しない立場もある。また當時の「人心」「民意」「輿論」と

いった用語には若干の注意を要する（次章参照）。

(66) 西村成雄「張學良政權下の幣制改革――「現大洋票」の政治的含意――」（『東洋史研究』第五〇巻第四號、一九九二年）。

(67) MT1.6.1.4 R.141 4532―4534 大正一一年五月二五日 關東廳警務局 臨時報第二四八號（祕） 「王永江ノ訓示」（關東軍參謀部報）。

(68) 『盛京時報』一九二二年五月三一日 「王代長對報界之談話」。

(69) 塚本元「中國における國家建設の一側面――湖南一九一九―一九二一年――」（『國家學會雜誌』第一〇〇巻第九・一〇號、一九八七年）、一三三頁。

(70) MT1.6.1.4 R.122 7294―7296 大正一一年六月八日 關東廳警務局 關機高收第七五〇五號ノ一 臨時報第三一四號 「東三省各界代表會議ト其結果」。

(71) 『盛京時報』一九二三年三月一日 「奉天派之新舊人物(四)王永江與楊宇霆（下）」。

(72) 『現代史資料31 滿鐵1』二三四頁 大正一二年七月二三日 庶調情第375號（奉天特報）祕 「奉天派の對時局會議」。

(73) 陸軍省『密大日記』（防衛廳防衛研究所所藏） 大正十三年第五册 情報（支那） 「支那國際管理研究」（大正十二年九月十日）。

(74) 大野三德「國民革命期にみる江浙地域の軍閥支配――軍閥孫傳芳と「大上海計畫」――」（『名古屋大學東洋史研究報告』第六號、一九八〇年）。

(75) 『現代史資料32 滿鐵2』二六九頁 大正一三年四月二六日 第五號 祕 （奉天特務機關報） 「徐樹錚の談」。

(76) 『盛京時報』一九一六年八月五日 「張軍長對於軍民分治之反對觀」。

(77) 徐世昌が東三省の總督・巡撫制への移行に伴い様々な機關を新設し、財政難を深刻化させたことは前章で述べた。

(78) MT1.6.1.4 R.122 7361 大正一一年六月二三日 關東廳警務局 關機高收第八三〇八號ノ一 臨時報第三七四號 「東三省國民促成統一會成立」。

(79) 『盛京時報』一九二二年一〇月二五日 「省長頒布自治區村制」。

(80) 王鴻賓主編、前揭書二四頁。

(81) 二二年一月、王が滿鐵側に交涉を申し入れた。奉海線は大豆・鑛產物等を豐富に產出する東部を通り、尙かつ一九〇五年一二月の日清滿洲善後條約附屬祕密協定第三項「並行線」禁止條項に抵觸するため、當初滿鐵側は難色を示した。しかし王は洮昂（洮南―昂々溪）線・吉敦（吉林―敦化）線の滿鐵による建設請負を認め、二五年三月の奉海線着工にこぎつけた。資本金二〇〇〇萬元（奉天大洋）、二〇萬株。先ず一般から投資を募り、殘額を政府が負擔する官民合辦。奉海・洮昂兩鐵道問題の交涉過程については、吉林社會科學院編『滿鐵史資料』第二卷路權篇 第三分册（中華書局、一九七九年）、七二七―七四六頁。尙、張學良政權期を中心とするが東三省の自辨鐵道問題を扱った、尾形洋一「東北交通委員會と所謂「滿鐵包圍鐵道網計畫」」（『史學雜誌』第八六編第

八號、一九七七年）をも參照。

因みに王は二四年五月に東三省交通委員會（東北交通委員會の前身）委員長に任命されている。また黃會元の前揭論文は奉海線建設を王の業績の第一に擧げており、尾形氏も王の理念は「以後東北政權の一貫した目標とな」（前揭論文、四五頁）ったとして高く評價している。鐵道問題については中東鐵路問題を含めて今後總合的に考察してゆきたい。

(82) 二二年、設立準備委員會委員長に任じられた王は奉天の赤塚總領事の「勸告」を退けて、奉天省九割・黑龍江省一割の費用負擔により（吉林省は王の說得にも拘らず加わらなかった）、翌年一〇月二四日の開校式を迎えた（初代校長にも就任）。當時學生は約四八〇名で教職員は約五〇名であった。張學良政權期には手厚い保護を受け、一九二九年には年間一五〇萬元も支給されていた（同年、北平大學は九〇萬元）。三一年度には學生一九一〇名、教職員二四九名という大規模校となったが「九・一八」事變以降各地を轉々とし、四八年に北平で廢校となった。王振乾・丘琴等編『東北大學史稿』（東北師範大學出版、一九八八年）、「流亡の大學——九・一八以後——」（『中國』第五九號、一九六八年）、臧式毅等編著『奉天通志』卷一五二　教育四　近代上（一九二四年）等を參照。

(83) 『大阪朝日新聞』大正一三年二月一六日「關東租借地の司法權　支那側の回收要求」。

(84) MT1.1.2.92 R.24　334—336　大正一三年三月一日　船津より松井宛　第六一號。

(85) 同　321—323　奉天情報第一三四號（極祕）「安奉線回收熱擡頭」。

(86) 註(84)に同じ。

(87) 園田一龜『東三省の政治と外交』（盛京時報社、一九二五年）、一二〇—一二一頁。

(88) MT1.7.3.97 R.275 462—468　大正一四年五月一日　（滿鐵）洮南公所長より庶務部長宛　洮發第九四號。

(89) MT1.6.1.4 R.124 9643—9646　大正一四年一月九日　奉天・內山總領事より幣原宛　公第一〇號　「奉天省議會各縣々議會復活ニ關スル建議案議決ノ件」。

(90) 『盛京時報』一九二五年一月一三日　「縣會議員名額規定」。

(91) 註(89)　9532　大正一三年一二月一日　船津より幣原宛　機密公第五一號　「奉天省議會國是討論會組織ニ關スル件」。

(92) 『東三省民報』は二一年、國民黨人・張夢九が創刊し彼の沒後半官營化された（郁其文、前揭論文）。每月「軍署軍需處」から大洋三〇〇〇元が支給され、「省署・署政務廳」から新聞の發行を監視する人員が派遣され、省署から各縣にこの新聞を購讀するよう通達されていた（『奉天通志』卷一四四　民治三　報館）。張夢九が創立し趙鋤非が繼いだ民治俱進會は、二四年六月に張作霖を選擧總監督とする公認團體となっており（MT1.6.1.4 R.143 6242—6246　大正一三年六月二六日　關東廳警務局　關機高收第一三四六三號ノ一「奉天ニ於ケル軍政會議ノ內容」）、以上の經緯から言って趙が省議會に對して強い影響力を持っていたことは疑い得な

い。

(93) MT1.6.1.4 R.124 9648—9649 大正一四年一月一〇日 内山より幣原宛 機密公第八號 「奉天省議會委員選擧ニ關スル件」。

(94) MT1.6.1.4 R.122 7780—7781 大正一一年一〇月二五日 中山・關東廳警務局長より埴原外務次官他宛 關機高收第一五一〇〇號ノ一(祕)。

(95) MT1.6.1.4 R.143 5996—5997 大正一二年一二月九日 船津より伊集院外相宛 第二七三號ノ一 「十二月八日王省長ノ小官ニ內話セル時局談」。

(96) MT1.6.1.4 R.123 8651—8655 大正一三年一月二九日 船津より松井宛 機密公第二〇號 「東三省ノ內面的事情ニ關スル王省長ノ談話報告ニ關スル件」。

(97) 字は鄭葛。一八八五年、奉天省法庫縣生まれ。日本の陸軍士官學校を卒業し、一九一六年に張作霖の參謀長代理となった。一八年に軍費濫用の罪で免職となったが二一年、東三省巡閱使署總參議として復歸。二二年、鎭威軍總參謀長。二五年、江蘇軍務督辨。二六年、安國軍總參謀長。二九年、張學良により殺害された(前掲『現代中華民國・滿洲國人名鑑』)。

(98) 前掲『奉系軍閥檔案史料彙編』四、一五九頁、一九二三年四月一日。

(99) 同 五、三五六頁、一九二六年春(月日不明)。馮月庵等前掲論文、一五六頁。

(100) 園田、前掲『張作霖』、四二四頁。

(101) 園田、前掲『東三省の現勢』、三三—三四頁。

(102) 註(88)に同じ。洮昂線交涉に當った滿鐵側の野村正によれば、王の「意中ノ人物」は政務廳長・王鏡寰であった(前掲『滿鐵史資料』、七四四頁)。鏡寰は永江の「無二の腹心」(園田、『東三省の現勢』、三六頁)であり、洮昂局長がいかに重要なポストとして認識されていたかがわかる。

(103) 『密大日記』 大正十五年第六冊 「郭松齡ト浦參謀ノ第一次(十一月二十七日)會談ノ要旨(於昌黎)」。

(104) 同 「十二月十日郭松齡ト浦參謀トノ會談ノ要旨」。

(105) 筆者が主に參照したのは以下のもの。臼井勝美『日本と中國——大正時代——』(原書房、一九七二年)、林正和「郭松齡と一日本人——守田福松醫師の手記『郭ヲ諫メテ』について」(『駿臺史學』第三七號、一九七五年)、江口圭一「郭松齡事件と日本帝國主義」(『人文學報』第一七號、一九六七年)、土田哲夫「郭松齡事件と國民革命」(『近きに在りて』第四號、一九八三年)、鈴木隆史「奉天軍閥と日本帝國主義」(同著『日本帝國主義と滿州 一九〇〇—一九四五』上卷、塙書房、一九九二年)。

(106) 滿鐵庶務部調査課 『奉郭戰重要日誌』(一九二六年)、二頁。

(107) 『日本外交文書』大正一四年第二冊下、八〇七頁、一一月二七日 吉田より幣原宛(不明)號 「東三省ノ治安維持方ニ關シ意見上申並ビニ我方ノ方針指示アリタキ件」。

(108) 『密大日記』大正一五年第六冊 「張郭戰に於ける支那軍隊に關する諸觀察並本戰亂に關連する諸問題」。

(109) 註(107)、八五一頁、一二月六日　「王省長ノ調停依頼ニヨリ内山領事守田醫師ヲ郭軍司令部ヘ急派ノ件」。

(110) 滿鐵庶務部調査課『奉天票と東三省の金融』（一九二六年）、一六八頁。通電は一二月一六日（後述）。

(111) 外務省保存記録 P.V.M12.55 R(P)37 22745—22747　大正一四年一二月一三日　吉田より幣原宛　第二四五號　極祕。松本忠雄関係文書

(112) 前掲『奉郭戰重要日誌』、二一—二二頁。

(113) 註(107)　八九八—八九九頁　一二月一五日　幣原より吉田宛　「張郭兩軍ノ決戰切迫ノ形勢ニ鑑ミ滿州駐劄軍補缺派兵決定ニ關シ我ガ方ノ趣旨說明方訓令ノ件」。

(114) 同　九二五—九二六頁　一二月一九日　吉田より幣原宛　第二七一號　極祕　「奉天軍挽回ノ形勢ニ鑑ミ菊池、松井兩軍事顧問處分暫時見合セアリタキ件」。

(115) 現在の研究では、この軍隊派遣が「大きな效力を發揮し、奉張を九死より蘇らせることとなった」（坂野良吉「國民革命の展開とワシントン體制の變質」『東アジア世界の再編と民衆の意識』（一九八三年『歴史學研究』別冊）所收、一六六頁）というのが定說である。

(116) 『盛京時報』一九二五年一二月二三日　「各法團擬設保安會」。

(117) MT1.6.1.4 R.125 10158　大正一五年一月八日　東方通信　奉天發　第八號。

(118) 佐々木康三郎編『奉天經濟三十年史』（一九四〇年）、一六六頁。

(119) 園田、前掲『財政』、四八頁。

(120) 陳裕光「王永江整頓奉省財政之前前后后」（『吉林文史資料選輯』第四輯、一九八三年）、一一六頁。

(121) 魏福祥、前掲論文、一八頁。

(122) 『密大日記』大正一五年第六冊　電報　人件　二月二五日　松井少將より陸軍次官宛。

(123) 一九二六年三月四日　「王岷源竟爾呈辭？尚不無挽留希望、與個人談話」。この一文を見ると王がいかに軍隊を自衛の手段として考えていたかがわかる。

(124) 字は雲章。一八七一年奉天省遼陽縣生れ。九七—一九〇四年、渡日。日本軍の通譯を務めた後、一二年に遼陽州知州、ついで一四年まで特派交涉員。二〇—二二年、國務院參議。二五—二七年、東省特別區行政長官（二六年から東支鐵道督辦兼任）。二八年以降は鞍山鐵鑛振興公司等の總辦として財界に重きをなした。「滿洲國」の監察院長となった後、三二年に沒（前掲『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』）。

(125) MT1.6.1.4 R.125 10434—10439　大正一五年三月九日　内山より幣原宛　機密公第一六九號　「王省長ノ辭職問題ニ關スル件」。

(126) 同　10465—10470　同年三月一一日　内山より幣原宛　機密公第一八二號　「王省長ノ去就ニ關スル件」。

(127) 『盛京時報』一九二六年八月五日　「保境安民亦已晚矣…王岷源對于新聞記者團之談話」。

(128) 註(126)に同じ。

(129) 註(108)に同じ。

(130) 張學良政權のナショナリズムや國民政府に對する分治合作

の主張には、この政權獨自の背景も充分に考えられるが張作霖政權から繼承した部分を加味する必要を感じる。以上の問題については西村、前掲書のほか尾形洋一「瀋陽における國權回收運動――遼寧省國民外交協會ノート――」（『社會科學討究』七一號、一九八〇年）、土田哲夫「南京政府期の國家統合――張學良東北政權（一九二八～三一年）との關係の例――」（中國現代史研究會『中國國民政府史の研究』汲古書院、一九八六年）等を參照。

（131）「滿洲國」獨立の正當化の一論據とされた中國人の團體で、袁金鎧・于沖漢らが中心となり「軍閥政治」の非を訴え「滿洲」の獨立に期待を表明した（「大阪朝日新聞」昭和六年一〇月一日、及び本庄繁、前掲書附錄四二〇頁、「關東軍司令部における國際聯盟調査員の質議應答事項拔萃」昭和七年四月三〇日）。尙、最近、古屋哲夫「「滿洲國」の創出」（前掲註(52)『「滿洲國」の研究』）、四四―四五頁も地方維持委員會の動向にふれている。

〔附記〕本稿は、昨年十二月十九日に開催された近現代東北アジア地域史研究會大會での報告をもとに作成したものである。

The central figure in the political arena during this period was Chen Qun, known for proposing the jiupin guanren fa 九品官人法. A number of different views exist regarding Chen's relation with the Cao family 曹氏. In this paper, I refute the view which regards Chen as a loyal supporter of the Cao family's rule. I show that first, he was descended from the 'qingliu 清流' gentry, and second, that his political vision did not necessarily agree with that of Wendi or Mingdi. Because of his views, friction soon developed between him and Wendi. This friction, first visible in events surrounding the trial of Bao Xun 鮑勛, grew more obvious during the reign of Mingdi.

Sima Yi, who later carried out a coup d'etat and actually usurped the throne, had some relation with Chen Qun, and rose in the political world with him. Breaking with the Cao family, Sima formed connections with distinguished families and developed into an even greater threat to Mingdi than Chen Qun.

In the politics of this period, I detect the beginnings of the aristocratic regime of the Six Dynasties period.

CIVIL ADMINISTRATION AND SOCIETY IN FENGTIAN 奉天 UNDER THE ZHANG ZUOLIN 張作霖 REGIME—A look at Wang Yongjiang 王永江—

SHIBUTANI Yuri

This paper aims to explain the logic and actual conditions of the rule over regional society, and regional society's wishes for and participation in politics in Fengtian under the regime of Zhang Zuolin (1916–28). Specifically, it considers the civil administration and finances of Fengtian, during the Baojing Anmin 保境安民 period (1922–24), with special attention given to Wang Yongjiang, a central figure from the last years of the Qing to the rebellion of Guo Songling 郭松齡.

Wang aimed for the stabilization and the independence of the administration and finances of Fengtian, being problems since the last years of the

Qing. To accomplish his goals, it was necessary for him to make the Fengtian Army contribute to public order, to absorb regionally influential men into the lower levels of the regime, and to reflect in politics this group's desire for regional development. While the desires of locally influential men were manifested in the Rights Recovery Movement and while there were some successes such as the construction of railways and the establishment of Northeastern University 東北大學, political policies which demanded the long-term plan of the actualization of rule in the areas of financial stabilization and civil administration were not maintained under the strengthening of the military governance. So, it could be said there was a kind of limit.

Nevertheless, for regional society, the Zhang Zuolin regime was the first regional government that may be judged as having made some contribution to society, and the first in which men from the Fengtian region assumed responsibility for both military governance and civil administration.